



EHIME SHINKIN BANK REPORT

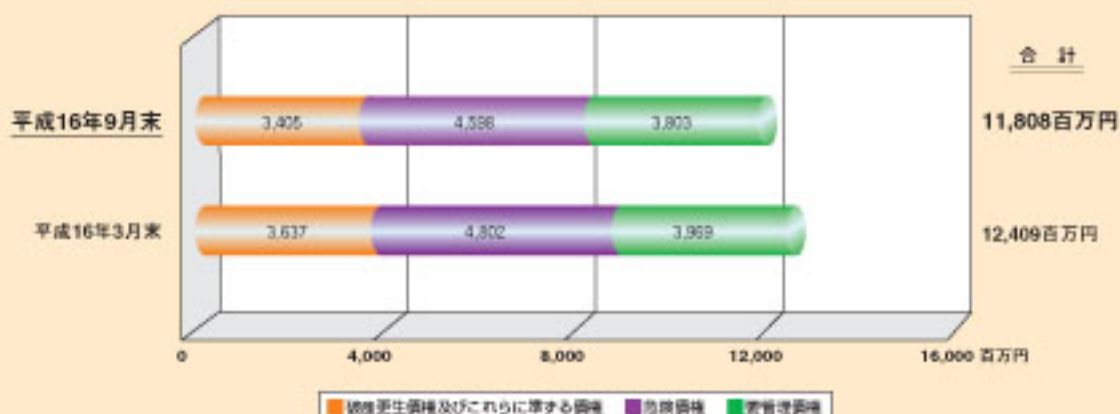
平成16年4月1日から平成16年9月30日

金融再生法ベースの債務者区分による開示

あいしんの金融再生法ベースの不良債権は、債権額、貸出資産に占める割合ともに引き続き減少しております。

※参考

1. 金融再生法ベースの不良債権額は、平成16年3月末比601百万円減少。
2. 貸出資産に占める割合は、平成16年3月末比0.27%改善の4.29%。

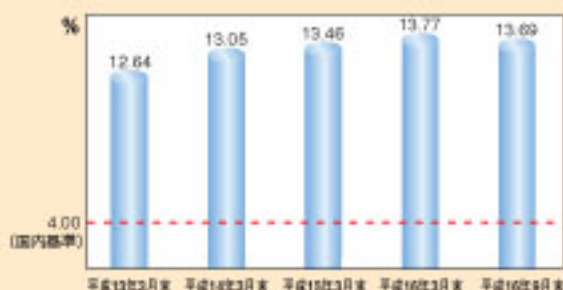


(注) 上記の平成16年9月末の計数は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則」第4条に規定する各債権の考え方により分類しておりますが、集計方法については、以下の点につき年度末に開示する計数とは異なるため、計数は連続しておりません。

1. 平成16年9月末の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」の金額は、同年3月末時点の債務者区分(※)残高を前提とし、同年3月末から9月末までに倒産、不渡り、延滞の悪化等の客観的な事実ならびに債務者区分の引下げ等があった債務者について、当金庫の定める自己査定基準に基づき債務者区分の見直しを行い、債務者区分の変更と認められる額を反映しております。
この場合、債務者区分が下方に変更となった場合を対象とし、債務者区分に基づく債権額を新たに加算、又は「危険債権」を減額し「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」を加算しております。
また、これらの債権は半期中の増減額を勘案するとともに、担保処分見込額の変動を勘案し、無価値と認められる部分については直接償却相当額として当該金額を減額しております。
- ※ 債務者区分との関係
破産更生債権及びこれらに準ずる債権（実質破綻先・破綻先の債権）、危険債権（破綻懸念先）、要管理債権（要注意先のうち、利払いが3ヵ月以上延滞しているか、又は貸出条件を緩和している債権）
2. 平成16年9月末の「要管理債権」の金額は、同年3月末時点における残高を前提として、同年3月末から9月末の間に正常先、要注意先の債務者に対する債権のうち、新たに3ヵ月以上延滞となった債権、新たに貸出条件を緩和したことを確認している債権を加算し、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に変更となった金額、3ヵ月以上延滞債権のうち延滞が解消された金額を減算しております。
また、これらの債権は半期中の増減額を勘案しております。
3. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
4. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
5. 要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいいます。

単体自己資本比率（国内基準）

自己資本比率13.69%程度は健全経営の証です。



金融機関の健全性・安全性の重要な指標である自己資本比率(国内基準)は13.69%程度です。早期是正措置の適用基準である4%を大幅に上回る水準を維持しています。これはあいしんの財務体質の健全性の証明です。

(注) 下記に基づき、損益を算定し、自己資本比率を算出しております。

1. 自己査定は、本決算に準ずる方法にて実施しております。
2. 貸倒実績率は、前期末（平成16年3月末）実績値を採用しております。
3. 剰余金処分は考慮しておりません。



預金・貸出金の状況

預金、貸出金とも堅調に推移しております。



預金は前期末比9,068百万円増加し、460,282百万円となりました。また、貸出金は前期末比3,784百万円増加し、269,616百万円となっております。

今後も地域のお客さまに信頼いただけるよう、預金、貸出金業務に注力してまいります。

時価のある有価証券の評価差額

(単位：百万円)

	平成16年9月末	
	時 価	評価差額
その他有価証券	117,710	379
株 式	2,866	66
債 券	110,930	212
その他	3,912	99

<参 考> (単位：百万円)

平成16年3月末	
時 価	評価差額
91,494	△ 69
2,099	326
88,690	△ 462
2,705	66

- (注) 1. 平成16年9月末の「評価差額」及び「含み損益」は、平成16年9月末時点の帳簿価額（償却原価法適用後、減損処理前）と時価との差額を計上しております。
2. なお、満期保有目的の債券に係る含み損益は以下のとおりです。（時価のある子会社・関連会社株式は保有しておりません。）



(単位：百万円)

	平成16年9月末	
	帳簿価額	含み損益
満期保有目的の債券	2,642	112

<参 考> (単位：百万円)

平成16年3月末	
帳簿価額	含み損益
2,941	103

地域貢献活動

当金庫は、松山市、伊予市、今治市、八幡浜市を主要事業区域とし、愛媛県下各地に本支店を設置しています。地域の皆さまが会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。地域のお客さまからお預かりした大切な資金（預金など）は、地域で資金を必要とするお客さまに融資を行っています。事業や生活の繁栄のお手伝いを通じて、中小企業や地域の住民の皆さまとの強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めています。また、金融機能の提供にとどまらず、地域社会の一員として文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に貢献できるよう努めています。

● 新入社員合同研修 4月

今年も地元企業のなかで採用人数が少なく自社での研修が難しい企業に参加を呼びかけ、当金庫の新入職員と合同で研修を行いました。

● ボランティア・チャリティー活動への参加

営業店単位で市民大清掃などに積極的に参加し、地域の美化活動や環境保護活動に取り組んでいます。また、バザーなどによる収益金は社会福祉協議会等に寄付させていただきました。

● 地方祭への参加

当金庫の職員が「あいしん連」として各地の祭りに参加し、地域の一員として祭りを盛り上げました。

トピックス（平成16年4月から9月まで）

地域のお客さまを第一と考え、
お客さまのニーズにあった魅力ある商品やサービスの充実に努めています。

● 「あいしんカーライフリビートローン」の発売 4月1日

当金庫「カーライフローン」の利用実績があるお客さまが、再度自動車ローンを利用する際に、従来の「カーライフローン」より金利・保証料率を優遇した商品です。

● 「あいしんライフサポートローン」の発売 6月4日

当金庫で住宅ローンおよび住宅金融公庫をご利用のお客さま（給与所得者）を対象とし、様々なライフプランの資金ニーズに迅速にお応えする、返済能力を重視した無担保型の商品です。

● 「あいしん事業者ローンF」の発売 7月5日

当金庫地区内に長年居住し、地域経済を支えている堅実な小零細事業者の方を対象とし、原則無担保で、目利き力を活かした融資判断を行う当金庫独自の商品です。

● 丹原支店の新築移転 7月12日

お客さまの利便の向上をはかるため、丹原支店を県道沿いに新築し移転オープンいたしました。

お知らせ（平成16年10月から）

● マルナカ大洲店出張所（店舗外ATM）開設 11月11日

● 湊町支店移転オープン 11月22日

愛媛信用金庫

〒790-0002 愛媛県松山市二番町4丁目2番地11
TEL089-946-1111(代表) <http://www.shinkin.co.jp/ehime/>

※本資料は、情報開示制度の拡充といった観点から、半期における当金庫の状況をピックアップして作成したものであり、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第21条に基づくディスクロージャー法ではございません。